

工事を発注される皆さまへ

良好な近隣関係と健全な生活環境を保全することを目的として、工事が行われる際に、周辺住民の皆さまに工事内容が確実に周知されるように、住民説明の方法や解体工事の内容をお知らせする標識の設置等について新たなルールを定めました。

ポイント1 住民説明は事前に、確実に！

特定工事を行う際は、住民説明をしなければなりません

※特定工事：特定建設作業を伴う建設工事

説明範囲

- ▶ 解体工事（①と②のいずれか広い範囲）
 - ① 工事区域の境界線から水平距離で解体する建築物の高さに相当する距離の2倍
 - ② 工事区域の境界線から水平距離で 20m
- ▶ 解体工事以外の特定工事
工事区域の境界線から水平距離で 20m

説明方法

- ▶ 説明会の開催
- ▶ 戸別訪問による説明

ただし、工事区域の面積が 1,000m² 以上の中高層建築物（高さ 10m を超える建築物）の解体工事の場合は、**説明会の開催**

説明内容

説明は、周辺住民の視点に立って、わかりやすい言葉で、真摯に誠意を持って行いましょう。また、原則、説明は**工事の発注者**が行わなければなりません。ただし、技術的な事項のみ代理者が説明することができます。

説明の際は、以下の項目について説明して下さい。

- ▶ 工事の名称及び場所
- ▶ 工事の発注者・受注者の氏名・連絡先
- ▶ 工事の現場責任者の氏名・連絡先
- ▶ 工事の作業内容
- ▶ 工事の工程
- ▶ 工事の開始時刻・終了時刻
- ▶ 騒音・振動・粉じん等の防止方法
- ▶ 工事関係車両の通行経路
- ▶ その他必要な事項（例えば、石綿含有建築材料の使用の有無等）

工事区域の面積が 1,000m² 以上の中高層建築物の解体工事の場合

説明会実施結果を市に報告しなければなりません

ポイント2 標識設置で周知を確実に！

解体工事を行う際は、標識を設置しなければなりません

設置期間

- ▶ 工事区域の面積が 1,000m² 以上の中高層建築物の解体工事
工事開始の少なくとも 30 日前から工事の完了日まで
- ▶ 上記以外の解体工事
工事開始の少なくとも 7 日前から工事の完了日まで

表示内容 標識のサイズは A3 以上で横長

- ▶ 工事の名称及び場所
- ▶ 工事の発注者・受注者の氏名・連絡先
- ▶ 工事の予定期間
- ▶ 工事に関する問い合わせ先

- ▶ 解体工事の発注者が住民説明、標識の設置、説明会実施結果の報告を行わないときは、市がこれらの行為を行うよう勧告する場合があります。また、正当な理由がなく、勧告に従わないときは、市がその旨を公表する場合があります。
- ▶ 本制度に関して、疑問が生じた場合は、下記お問い合わせ先にご連絡下さい。また、本制度に関する手引きや標識等の様式は下記ホームページでご確認いただけます。

本制度は平成 29（2017）年 9 月 1 日から施行されます

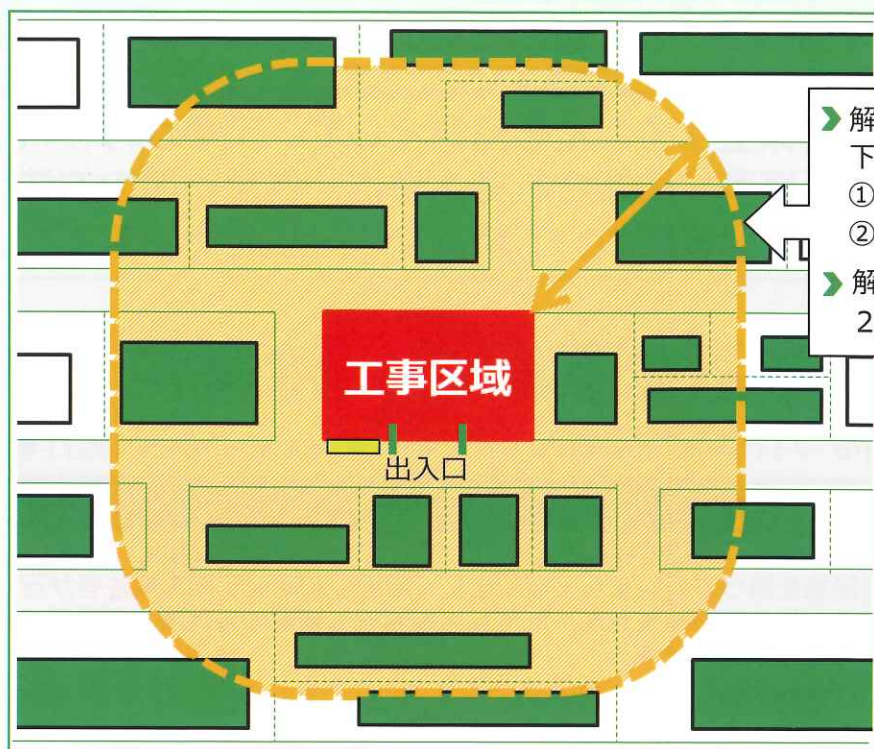
※本制度施行以前であっても、吹田市環境の保全等に関する条例に基づき、住民説明をしなければなりません。

【お問い合わせ先】

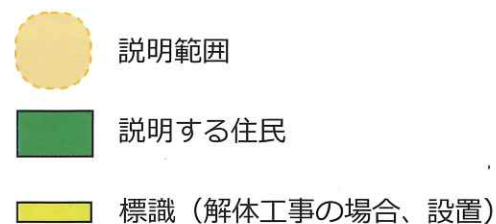
吹田市 環境部 環境保全指導課 電話：06-6384-1850 FAX：06-6368-7350

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018079/1022170/1018452/1018460/1003053.html>

工事を行う際の周辺住民への周知の例



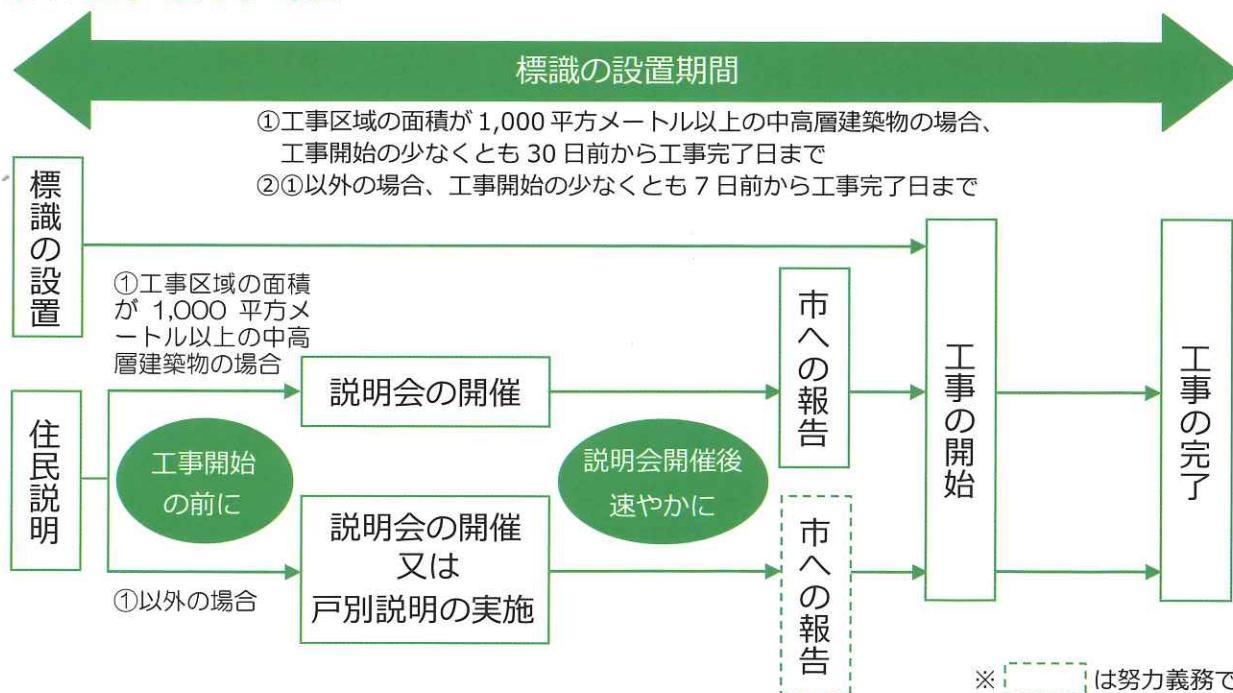
- ▶ 解体工事の場合
下記のいずれか広い範囲
① 解体する建築物の高さに相当する距離の 2 倍
② 20 メートル
- ▶ 解体工事以外の特定工事の場合
20 メートル



※説明範囲が敷地の一部にかかる場合は、その敷地の住民全てに対して説明して下さい。

本制度のフロー図

▶ 解体工事を行う場合



▶ 解体工事以外の特定工事を行う場合



【お問い合わせ先】

吹田市 環境部 環境保全指導課 電話：06-6384-1850 FAX：06-6368-7350

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018079/1022170/1018452/1018460/1003053.html>